

令和3年度

定時総会議案書

※ 本定時総会は北海道に緊急事態宣言が出されていることから下記日時に変更になりました。

日 時 令和3年6月25日（金）

午前10時から

場 所 伊達市シルバー人材センター 研修室

伊達市山下町146番地8

電 話 23-6448

※当日 この議案書をご持参下さい

公益社団法人 伊達市シルバー人材センター

伊達市山下町146番地8

TEL23-6448 FAX25-6960

令和3年度 定時総会

次 第

1. 開会のことば

2. 理事長挨拶

3. 議長選出・挨拶

4. 資格審査報告

5. 報告事項

報告第1号 令和3年度事業計画について 1

報告第2号 令和3年度収支予算について 5

報告第3号 令和2年度収支補正予算について . . . 1 1

6. 議 題

議案第1号 令和2年度事業報告の件 1 4

議案第2号 令和2年度決算報告の件 2 4

監 査 報 告 3 2

議案第3号 定款変更の件 3 3

議案第4号 役員を選出の件 3 4

7. 議長退任挨拶

8. 閉会のことば

その他

総会終了後、臨時理事会を開催し監事、理事長
副理事長及び常務理事を選出し、会員へ報告する。

令和3年度事業計画

1、基本方針

新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、我が国に於いても社会経済活動や日常生活など様々な分野で深刻な影響が出ております。

コロナ禍により、シルバー人材センターを取り巻く環境も大きな影響が出ており、感染症の収束が見通せない中、当分の間事業の停滞は避けられない状況にあります。

当シルバーでも予定していた諸行事が中止となり、事業実績も前年対比で大幅な減少となっており、会員拡大や就業機会の確保も大変厳しい状況になっております。

シルバーの最重要課題である安全就業に関しては、事故は減少傾向にありますが、「安全は全てに優先する」の下、安全就業確保に向けた対策の強化を図って参ります。

制約が多い状況下では今できる事を確実に実施し、更なる事業推進のため、会員の拡大、就業機会の確保を図る必要があります。

この様な中、第3次中長期計画の見直しを行い、現状に即した修正を策定し、健全な運営を行う事と致しました。

依然として、シルバーは地域社会から必要とされており、会員皆様が生きがいを持って地域に貢献し、信頼を得るため従来と異なる「新たな日常」の下で必要な感染症対策を講じつつ事業運営に向け、役職員一体となり取り組んで参ります。

2、事業実施計画

(1) 就業開拓・就業機会の拡大

新型コロナウイルス感染症の影響により企業ではひっ迫した経営状態となったところも多く会員の就業にも影響しています。今までとは違う「新たな日常」の下で、必要な感染防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取り組みを実施していきます。

少子高齢化に伴い高齢者が生涯現役で社会参加することが求められている中で、地域企業の雇用問題の解決や、地域経済・社会の振興等につながる新たな就業機会を創造し、地域における高齢者の就業機会の創出・拡大を推進していきます。また、今後更に労働力の大幅な減少が見込まれるなか女性の社会進出を後押しし、現役世代の雇用環境向上のため、シルバー人材センターとして協力しつつ、高齢者の活躍の場の創出を推進していきます。

(2) 普及啓発の推進

仕事の依頼があっても、対応できる会員が不足していたり、シルバーとして就業することが困難な場合、ただ断るだけでなく、求人充足サービスの一環として、発注者に対して受注できる可能性のある外部の団体を紹介することにより地域の関係機関等との連携を深め、シルバーの普及啓発に繋げていきます。

(3) 独自事業

アロニア、腐葉土共に一進一退の状況にあります。

アロニアの収穫作業は、会員を募集し、収穫した半量を持ち帰ってもらうことで作業費等の削減に努めます。

腐葉土は、昨年までに作った在庫があるため今年度の仕込みは実施せず、販売のみを行います。

(4) 会員の技能向上と安心生活

新規入会会員の高齢化が進んでいる中で、地域社会からのニーズも多様化しており技術向上はかかせません。技術の向上は会員独自のものではなく、シルバーの品質であり、お客様の喜びにつながることを会員が理解してもらえるよう各種講習会を計画します。

疾病の早期発見が継続就業に繋がります。会員自らが積極的に健康診断を受けることを奨励するとともに、保健師等による高齢者向け健康講座を開催し、会員ひとりひとりの安心生活を支援します。

(5) 安全・適正就業対策

安全な就業は事業運営の基本であり、就業中の事故あるいは就業場所への途上や帰宅の途上における交通事故等は、全力をあげてその防止に努めなければなりません。また、シルバー人材センターは公的な目的に基づいて設立された法人であり、法令遵守の徹底及びシルバー事業の理念に基づく適正な事業運営が求められていることから、安全・適正就業対策についての体制整備を図るとともに、高年齢退職者への安全意識の徹底とその高揚、的確な安全・適正就業指導の実施等、実効ある安全・適正就業対策の推進のための事業を実施します。

(6) 会員の拡大

高齢化が進展する中で、シルバー事業は、高齢者の多様な就業機会の確保という面や、人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるという面から、地域社会における役割が益々高まっている現状を踏まえ、人手不足分野や現役世代を支える分野で活躍する会員を拡大するための取り組みや、男性に比べて入会者が少ない女性の会員を拡大するための取り組みを推進していきます。

昨年に引き続き、北海道シルバー人材センター連合会とともに「高齢者人材育成確保事業」により会員の拡大を図ります。また、以前入会説明会を受けながら未入会の方に声かけし、入会促進を図ります。

(7) 地区組織の活性化

年3回開催される「地区会議」の開催時期を効率の良い時期に2年間かけて修正していますが、諸行事の開催等によっては定期開催ではなく随時開催の方法も検討していきます。地区会議の報告を編集して会員等が抱えている諸問題等の早期把握を行い適時適切に処理をしていきます。また他地区との交流の場として「合同地区会議」の開催を推奨し地域の活性化を目指します。

(8) 女性あじさいの会

既存の行事を継続して実施します。奉仕活動では施設からの要望が多い「ウエス」作りを行います。また、女性向け文化活動として「調理実習」や「フラワーアレンジメント」などの開催を検討して会員のみならず広く市民にも声をかけていきます。

伊達市環境衛生が実施する「あおぞらフリーマーケット」に出展し市民の方たちと協力してリサイクル活動を推進しつつシルバーの活動をPRすることで、女性会員の拡大につなげていきます。

あじさいの会の更なる充実により魅力あるシルバーづくりを目指すとともに女性会員の拡大につなげていきます。

また、今年度は「あじさいの会」発足20年であり、これを機に会のあり方、地区の活動について「新しい日常」の観点からも検討していきます。

(9) シルバーボランティア（奉仕活動）

地域との連携を深めるとともに会員自ら意識を改革し会員同士の絆を深める機会としての活動を継続して実施していきます。また、台風後の海岸清掃など「必要とされる時に必要な活動」を継続して実施していきます。

(10) 福祉・家事援助推進事業

伊達市から委託をうけ実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」は身体介護のない比較的軽易な仕事であることから、高齢者でも就業しやすく、通年の就業のため主に女性会員の就業場所として拡大しています。益々ニーズが高まる中、シルバー就業のメインとして期待されています。

総合事業講習を開催し、就業会員の技能を向上させるとともに、同種就業会員間の情報交換の場とします。

(11) 有害獣駆除業務

令和2年度から委託をうけた事業ですが、初年度の経験を踏まえ効率の良い駆除により実績の向上を目指します。就業会員を充実させて有害獣の減少に貢献します。

(12) 第三次中長期計画

平成27年度から実施している本計画について、第7次伊達市総合計画や全シ協会員100万人達成計画等を念頭に、社会変貌に沿った実現性のある計画へ見直ししました。今年度はこの計画を実現すべく全会員で努力していきます。

会員数

期別		1期(27.28)	2期(29.30)	3期(元.2年)	4期(3.4年)		5期(5.6年)	
当初/見直し		当初	当初	当初	当初	見直し	当初	見直し
会 員 数	男	240	241	242	243	225	245	222
	女	110	129	148	167	96	185	99
	合計	350	370	390	410	321	430	321
粗入会率(%)		2.3	2.5	2.5	2.7	2.1	2.8	2.1

就業率・就業実人員・契約金額

期別	1期(27.28)	2期(29.30)	3期(元.2年)	4期(3.4年)		5期(5.6年)	
	当初	当初	当初	当初	見直し	当初	見直し
就業率(%)	86.0	87.0	88.0	89.0	93.0	90.0	93.0
就業実人員(人)	301	322	343	365	298	387	298
契約金額(千円)	168,000	177,600	187,200	196,800	172,446	206,400	170,375

(13) 新型コロナウイルス

依然として終息の目途が経たない状況ですが、全会員で予防に努めていきます。諸行事等についても時期を失することなく早めの対応をとることで伊達市の感染防止策に協力していきます。

報告第2号

令和3年度 収支予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	169,637,000	177,600,000	△ 7,963,000
受取配分金	144,200,000	150,500,000	△ 6,300,000
受取材料費等	13,941,000	15,100,000	△ 1,159,000
受取事務費	11,496,000	12,000,000	△ 504,000
労働者派遣事業等受託収益	701,000	677,000	24,000
労働者派遣事業受託収益	701,000	677,000	24,000
介護予防・日常生活支援総合事業収益	1,988,000	2,230,000	△ 242,000
介護予防・日常生活支援総合事業費収益	1,807,000	2,007,000	△ 200,000
介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	181,000	223,000	△ 42,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	120,000	50,000	70,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	120,000	50,000	70,000
受取会費	984,000	1,000,000	△ 16,000
正会員受取会費	578,000	594,000	△ 16,000
特別会員受取会費	6,000	6,000	0
賛助会員受取会費	400,000	400,000	0
受取補助金等	28,339,000	29,339,000	△ 1,000,000
受取連合交付金	13,339,000	14,339,000	△ 1,000,000
受取市(区)町村補助金	15,000,000	15,000,000	0
雑収益	105,000	221,000	△ 116,000
受取利息	1,000	1,000	0
雑収益	104,000	220,000	△ 116,000
経常収益計	201,874,000	211,117,000	△ 9,243,000
(2) 経常費用			
事業費	198,705,000	206,683,000	△ 7,978,000
支払配分金	145,350,000	151,700,000	△ 6,350,000
支払材料費等	13,941,000	15,100,000	△ 1,159,000
給料手当	22,460,000	22,922,000	△ 462,000
法定福利費	3,657,000	3,711,000	△ 54,000
退職給付費用	1,437,000	1,401,000	36,000
福利厚生費	80,000	91,000	△ 11,000
会議費	125,000	75,000	50,000
旅費交通費	899,000	448,000	451,000
通信運搬費	1,110,000	1,039,000	71,000
減価償却費	203,000	68,000	135,000
什器備品費	0	220,000	△ 220,000
消耗品費	528,000	769,000	△ 241,000
修繕費	0	113,000	△ 113,000
印刷製本費	1,167,000	990,000	177,000

科目	予算額	前年度予算額	増減
光熱水料費	686,000	742,000	△ 56,000
賃借料	3,435,000	3,137,000	298,000
保険料	1,327,000	1,385,000	△ 58,000
諸謝金	25,000	10,000	15,000
租税公課	100,000	65,000	35,000
委託費	2,029,000	2,596,000	△ 567,000
研修費	65,000	20,000	45,000
支払手数料	57,000	57,000	0
雑費	24,000	24,000	0
管理費	3,436,000	3,304,000	132,000
役員報酬	1,077,000	1,115,000	△ 38,000
給料手当	123,000	126,000	△ 3,000
法定福利費	20,000	22,000	△ 2,000
退職給付費用	9,000	2,000	7,000
福利厚生費	16,000	15,000	1,000
会議費	60,000	72,000	△ 12,000
役員等旅費交通費	181,000	187,000	△ 6,000
通信運搬費	31,000	26,000	5,000
消耗品費	47,000	51,000	△ 4,000
修繕費	0	40,000	△ 40,000
光熱水料費	4,000	5,000	△ 1,000
賃借料	30,000	41,000	△ 11,000
保険料	85,000	85,000	0
租税公課	21,000	22,000	△ 1,000
支払負担金	261,000	265,000	△ 4,000
委託費	806,000	777,000	29,000
支払手数料	35,000	35,000	0
支払利息	115,000	103,000	12,000
雑費	515,000	315,000	200,000
経常費用計	202,141,000	209,987,000	△ 7,846,000
当期経常増減額	△ 267,000	1,130,000	△ 1,397,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金戻入益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却(除却)損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 267,000	1,130,000	△ 1,397,000
一般正味財産期首残高	10,945,594	9,815,594	1,130,000
一般正味財産期末残高	10,678,594	10,945,594	△ 267,000
II 正味財産期末残高	10,678,594	10,945,594	△ 267,000

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
【投資活動収支の部】			
＜投資活動収入＞			
特定資産取崩収入	0	0	0
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
＜投資活動支出＞			
固定資産取得支出	0	1,280,000	△ 1,280,000
什器備品購入支出	0	1,280,000	△ 1,280,000
特定資産取得支出	8,000	162,000	△ 154,000
退職給付引当資産取得支出	8,000	162,000	△ 154,000
投資活動支出計	8,000	1,442,000	△ 154,000

2. 借入金限度額

令和3年度における短期借入金限度額は、5,000千円とする。

3. 事業収益増加に連動する費用の特例

受取配分金の増加に連動する費用（支払配分金・支払材料費等）に限り、予算額を超えて執行することができる。

令和3年度 収支予算書内訳表
 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計			その他事業 会計	法人会計	合計
	シルバー人材 センター事業		計			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受託事業収益	166,798,000	0	166,798,000	0	2,839,000	169,637,000
受取配分金	144,200,000		144,200,000			144,200,000
受取材料費等	13,941,000		13,941,000			13,941,000
受取事務費	8,657,000		8,657,000		2,839,000	11,496,000
労働者派遣事業等受託収益	701,000	0	701,000	0	0	701,000
労働者派遣事業受託収益	701,000		701,000			701,000
介護予防・日常生活支援総合事業収益	1,988,000	0	1,988,000	0	0	1,988,000
介護予防・日常生活支援総合事業費収益	1,807,000		1,807,000			1,807,000
介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	181,000		181,000			181,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	120,000	0	120,000	0	0	120,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	120,000		120,000			120,000
受取会費	492,000	0	492,000	0	492,000	984,000
正会員受取会費	289,000		289,000		289,000	578,000
特別会員受取会費	3,000		3,000		3,000	6,000
賛助会員受取会費	200,000		200,000		200,000	400,000
受取補助金等	28,339,000	0	28,339,000	0	0	28,339,000
受取連合交付金	13,339,000		13,339,000			13,339,000
受取市(区)町村補助金	15,000,000		15,000,000			15,000,000
雑収益	0	0	0	0	105,000	105,000
受取利息	0		0		1,000	1,000
雑収益	0		0		104,000	104,000
経常収益計	198,438,000	0	198,438,000	0	3,436,000	201,874,000
(2) 経常費用						
事業費	198,705,000	0	198,705,000	0		198,705,000
支払配分金	145,350,000		145,350,000			145,350,000
支払材料費等	13,941,000		13,941,000			13,941,000
給料手当	22,460,000		22,460,000			22,460,000
法定福利費	3,657,000		3,657,000			3,657,000
退職給付費用	1,437,000		1,437,000			1,437,000
福利厚生費	80,000		80,000			80,000
会議費	125,000		125,000			125,000
旅費交通費	899,000		899,000			899,000
通信運搬費	1,110,000		1,110,000			1,110,000
減価償却費	203,000		203,000			203,000
消耗品費	528,000		528,000			528,000
印刷製本費	1,167,000		1,167,000			1,167,000

科目	公益目的事業会計			その他事業 会計	法人会計	合計
	シルバー人材 センター事業		計			
光熱水料費	686,000		686,000			686,000
賃借料	3,435,000		3,435,000			3,435,000
保険料	1,327,000		1,327,000			1,327,000
諸謝金	25,000		25,000			25,000
租税公課	100,000		100,000			100,000
委託費	2,029,000		2,029,000			2,029,000
研修費	65,000		65,000			65,000
支払手数料	57,000		57,000			57,000
雑費	24,000		24,000			24,000
管理費					3,436,000	3,436,000
役員報酬					1,077,000	1,077,000
給料手当					123,000	123,000
法定福利費					20,000	20,000
退職給付費用					9,000	9,000
福利厚生費					16,000	16,000
会議費					60,000	60,000
役員等旅費交通費					181,000	181,000
通信運搬費					31,000	31,000
消耗品費					47,000	47,000
光熱水料費					4,000	4,000
賃借料					30,000	30,000
保険料					85,000	85,000
租税公課					21,000	21,000
支払負担金					261,000	261,000
委託費					806,000	806,000
支払手数料					35,000	35,000
支払利息					115,000	115,000
雑費					515,000	515,000
経常費用計	198,705,000	0	198,705,000	0	3,436,000	202,141,000
当期経常増減額	△ 267,000	0	△ 267,000	0	0	△ 267,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
退職給付引当金戻入益	0		0			0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
固定資産売却(除却)損			0			0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 267,000	0	△ 267,000	0	0	△ 267,000
一般正味財産期首残高	10,872,794		10,872,794		72,800	10,945,594
一般正味財産期末残高	10,605,794	0	10,605,794	0	72,800	10,678,594
Ⅱ 正味財産期末残高	10,605,794	0	10,605,794	0	72,800	10,678,594

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（1）資金調達の見込みについて

配分金支払等に充てる運転資金として、伊達信用金庫より、当該事業年度末日を返済期日に、5,000千円の借入を予定しております。

（2）設備投資の見込みについて

当年度中に重要な設備投資（除却又は売却を含む）の予定はありません。

科目	予算額	補正予算額	予算現額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	176,550,000	1,050,000	177,600,000
受取配分金	150,500,000	0	150,500,000
受取材料費等	14,050,000	1,050,000	15,100,000
受取事務費	12,000,000	0	12,000,000
労働者派遣事業等受託収益	747,000	△ 70,000	677,000
労働者派遣事業受託収益	747,000	△ 70,000	677,000
介護予防・日常生活支援総合事業収益	1,630,000	600,000	2,230,000
介護予防・日常生活支援総合事業費収益	1,467,000	540,000	2,007,000
介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	163,000	60,000	223,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	150,000	△ 100,000	50,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	150,000	△ 100,000	50,000
受取会費	1,000,000	0	1,000,000
正会員受取会費	594,000	0	594,000
特別会員受取会費	6,000	0	6,000
賛助会員受取会費	400,000	0	400,000
受取補助金等	29,339,000	0	29,339,000
受取連合交付金	14,339,000	0	14,339,000
受取市(区)町村補助金	15,000,000	0	15,000,000
雑収益	105,000	116,000	221,000
受取利息	1,000	0	1,000
雑収益	104,000	116,000	220,000
経常収益計	209,521,000	1,596,000	211,117,000
(2) 経常費用			
事業費	206,136,000	547,000	206,683,000
支払配分金	151,300,000	400,000	151,700,000
支払材料費等	14,050,000	1,050,000	15,100,000
給料手当	22,295,000	627,000	22,922,000
法定福利費	3,759,000	△ 48,000	3,711,000
退職給付費用	1,407,000	△ 6,000	1,401,000
福利厚生費	77,000	14,000	91,000
会議費	125,000	△ 50,000	75,000
旅費交通費	1,048,000	△ 600,000	448,000
通信運搬費	1,689,000	△ 650,000	1,039,000
減価償却費	56,000	12,000	68,000
什器備品費	0	220,000	220,000
消耗品費	819,000	△ 50,000	769,000
修繕費	0	113,000	113,000
印刷製本費	1,590,000	△ 600,000	990,000

科目	予算額	補正予算額	予算現額
光熱水料費	712,000	30,000	742,000
賃借料	3,187,000	△ 50,000	3,137,000
保険料	1,385,000	0	1,385,000
諸謝金	35,000	△ 25,000	10,000
租税公課	115,000	△ 50,000	65,000
委託費	2,346,000	250,000	2,596,000
研修費	60,000	△ 40,000	20,000
支払手数料	57,000	0	57,000
雑費	24,000	0	24,000
管理費	3,636,000	△ 332,000	3,304,000
役員報酬	1,115,000	0	1,115,000
給料手当	126,000	0	126,000
法定福利費	22,000	0	22,000
退職給付費用	2,000	0	2,000
福利厚生費	15,000	0	15,000
会議費	72,000	0	72,000
役員等旅費交通費	187,000	0	187,000
通信運搬費	11,000	15,000	26,000
消耗品費	50,000	1,000	51,000
修繕費	0	40,000	40,000
光熱水料費	5,000	0	5,000
賃借料	161,000	△ 120,000	41,000
保険料	85,000	0	85,000
租税公課	20,000	2,000	22,000
支払負担金	265,000	0	265,000
委託費	777,000	0	777,000
支払手数料	35,000	0	35,000
支払利息	103,000	0	103,000
雑費	585,000	△ 270,000	315,000
経常費用計	209,772,000	215,000	209,987,000
当期経常増減額	△ 251,000	1,381,000	1,130,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金戻入益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却(除却)損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 251,000	1,381,000	1,130,000
一般正味財産期首残高	9,802,150	13,444	9,815,594
一般正味財産期末残高	9,551,150	1,394,444	10,945,594
II 正味財産期末残高	9,551,150	1,394,444	10,945,594

収支補正予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

(単位：円)

科 目	予 算 額	補正予算額	予算現額
【投資活動収支の部】			
〈投資活動収入〉			
特定資産取崩収入	0	0	0
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
〈投資活動支出〉			
固定資産取得支出	0	1,280,000	1,280,000
什器備品購入支出	0	1,280,000	1,280,000
特定資産取得支出	162,000	0	162,000
退職給付引当資産取得支出	162,000	0	162,000
投資活動支出計	162,000	1,280,000	1,442,000

2. 借入金限度額

令和2年度における短期借入金限度額は、5,000千円とする。

3. 事業収益増加に連動する費用の特例

受取配分金の増加に連動する費用（支払配分金・支払材料費等）に限り、予算額を超えて執行することができる。

空 白

令和2年度事業報告

概要

世界を震撼させた「新型コロナウイルス」の流行は、伊達市シルバーの運営にも大きな打撃となりました。計画していた行事がほとんど開催できず、会員が一堂に会することができませんでした。特に例年8月に実施している地域住民との親睦の場となっている「ふれあい祭り」の中止は会員のみならず地域住民の方もたいへん楽しみにしていただけに非常に残念でした。

例年受注をいただいている企業もコロナの影響で事業を縮小したり空き時間を利用して社員が草刈をしたりした結果、シルバーへの受注がなかった企業もありました。受注件数は前年より111件多かったものの実績では前年に比べ977万円マイナスの1億6400万円となりました。

事業実績の詳細は「資料1」のとおりです。

事業の実施内容

就業機会の拡大

(農作業)

農家からの発注は今まで収穫の手伝いが主でしたが、慢性的な人手不足のため初春のポットへの植え付け、春の本植え付け、夏の草刈り、秋の収穫、冬のハウス片付けと通年の受注が増えています。作業は各農家が同時期に一斉に実施されるため、会員の拡大が急務です。

(家財整理)

施設へ入居された高齢者のご家族から家財処分の手伝いの依頼が増えました。量が多く3～4名での作業、重量物もあるため、チームワークと危害防止に心掛けながら実施しました。

(害獣駆除)

令和2年度から実施した「有害獣の駆除」では、農家や家庭菜園等で作られた野菜等を食い尽くす「アライグマ、キツネ、タヌキ」の駆除にあたりました。約300頭を駆除しましたが次年度も継続して駆除する必要があります。

(介護予防・日常生活支援総合事業)

介護予防・日常生活支援総合事業では、調理を希望する利用者が増えてますが、引き受けてくれる会員が不足しています。また、会員が少なく地域によっては就業に至らなかったケースもありました。

会員の技能向上

令和2年度に実施を計画していた「安全講習」「技能講習」等が実施できませんでした。

女性「あじさいの会」

密を避けるため、街頭啓発は中止しました。奉仕活動として実施している「ウエス、雑巾作り」は集まって実施できなかったため、それぞれのご家庭で作って持ち寄る形にしました。52名の会員が雑巾280枚、ウエス2000枚を作り、市内8か所の施設に寄付しました。

健康交流会、茶話会、研修旅行など計画していた行事は中止となりました。

地区組織

会員が意見を述べる地区会議が開催できませんでした。地区長が不在のまま活動が停止してしまった地区もあり、活動の再開が望まれます。会員の増加が見込めない場合は地区の再編も必要となります。

シルバーボランティア

今年度はサイクリングロードの環境整備を2回行う予定でいましたが中止となりました。例年実施している海岸清掃とともに美化活動を拡大しながら会員の絆を深めようと計画しましたが実施できず残念です。

有料職業紹介事業

ハローワーク、企業等の協力を得て就業開拓に努めましたが、センターを通して就業した会員はいませんでした。

安全・適正就業

令和2年度は、昨年度に比べ事故が減少しました。これは各会員が安全意識をもって就業した成果だと思えます。しかし依然として刈払い機による石飛ばし事故がなくなるため、事故原因を分析したところ、難聴の会員が刈払い機の音や周囲の音の変化に気が付かず作業を進めて事故を起こした可能性があることがわかりました。

例年実施している安全サポートですが、今年は「安全大会」が中止となったため例年よりも回数を増やして巡回しました。このサポートは少なからず効果があり「安全就業の重要性」を会員一人ひとりに理解してもらおう活動として根気よく続けていくことが必要です。

会員拡大

会員拡大については機会あるごとに推進してきましたが、なかなか成果が上がりません。北海道シルバー人材センター連合会が実施する「高齢者活躍人材確保育成事業」の支援を受け、入会説明会のチラシを新聞広告にしたり、開催場所をセンターから市民活動センターに変更して開催した結果40名の方が説明会にお越しいただき20名が入会しましたが、年度末会員数は、男性212名、女性88名、総会員数300名となりました。

新型コロナ感染対策

上記報告のとおり、令和2年度に計画していた行事はほとんど実施できませんでした。「高齢者がかかると重篤になる」と言われ、高齢者の団体であるシルバーとしては最大限の注意喚起を実施してきました。他のシルバーでは感染者も出ているようですが、伊達市シルバーからは感染者は出ていません。

行事はできませんでしたが、なによりも感染者を出さないことが重要であり、「まだコロナは終息していない」と言い続けてきた成果と感じています。会員の皆さんには非常に辛い思いをさせた一年でした。

【資料目次】

- 資料1
 - 1. 令和2年度月別事業実績
 - 2. 発注者別事業実績
 - 3. 派遣就業実績（北海道シルバー人材センター伊達市事務所分）
 - 4. 就業実人員・就業率
 - 5. 職群別事業実績
 - 6. 月別対前年比グラフ
 - 7. 登録状況 会員年齢層
 - 8. 各地区会員数
- 資料2 会務報告
- 資料3 諸会議開催状況

1. 令和2年度月別事業実績（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

月	会員数	就 業			受注		配分金
		実人員	延実人員	延日人員	件数	金額	
4	315	196	433	2,128	211	10,901,039	9,724,672
5	313	208	796	2,742	379	15,265,410	13,036,076
6	312	225	1,348	3,597	560	20,285,348	16,276,381
7	310	239	1,227	3,814	540	20,315,013	17,044,614
8	311	233	1,086	3,670	440	19,574,787	16,509,968
9	312	235	888	3,365	370	18,548,660	15,959,579
10	314	228	776	3,181	351	16,110,276	14,090,856
11	315	208	477	2,418	226	11,564,232	10,143,842
12	315	163	335	1,953	181	7,734,763	6,733,979
1	315	158	299	1,866	148	7,129,962	6,444,093
2	313	167	293	1,799	161	7,667,899	6,024,468
3	300	183	415	1,809	218	9,349,947	6,473,508
計	300	183	8,373	32,342	3,785	164,447,336	138,462,036
元年度	317	295	8,627	35,324	3,674	174,223,901	148,349,573
前年比	94.6%	62.0%	97.1%	91.6%	103.0%	94.4%	93.3%

2. 発注者別事業実績（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

	年度	件数	延実人員	延日人員	配分金収入	事業収入
公 共	2年度	162	1,295	6,843	24,852,582	33,768,148
	元年度	191	1,557	8,476	30,338,659	39,343,771
	前年比	84.8%	83.2%	80.7%	81.9%	85.8%
企 業	2年度	1,221	2,761	18,208	87,878,005	96,538,257
	元年度	1,259	2,976	19,949	93,800,262	103,491,493
	前年比	97.0%	92.8%	91.3%	93.7%	93.3%
一 般	2年度	2,387	4,271	6,910	25,335,880	33,524,865
	元年度	2,206	4,074	6,735	24,139,904	31,269,140
	前年比	108.2%	104.8%	102.6%	105.0%	107.2%
独自事業	2年度	15	46	381	395,569	616,066
	元年度	18	20	164	70,748	119,497
	前年比	83.3%	230.0%	232.3%	559.1%	515.5%
合 計	2年度	3,785	8,373	32,342	138,462,036	164,447,336
	元年度	3,674	8,627	35,324	148,349,573	174,223,901
	前年比	103.0%	97.1%	91.6%	93.3%	94.4%

3. 派遣就業実績（北海道シルバー人材センター連合会伊達市事務所分）

	年度	件数	実人員	延日人員	給与収入	事業収入
派 遣	2年度	8	13	879	3,954,834	5,043,279
	元年度	19	14	1,228	4,815,197	6,176,916

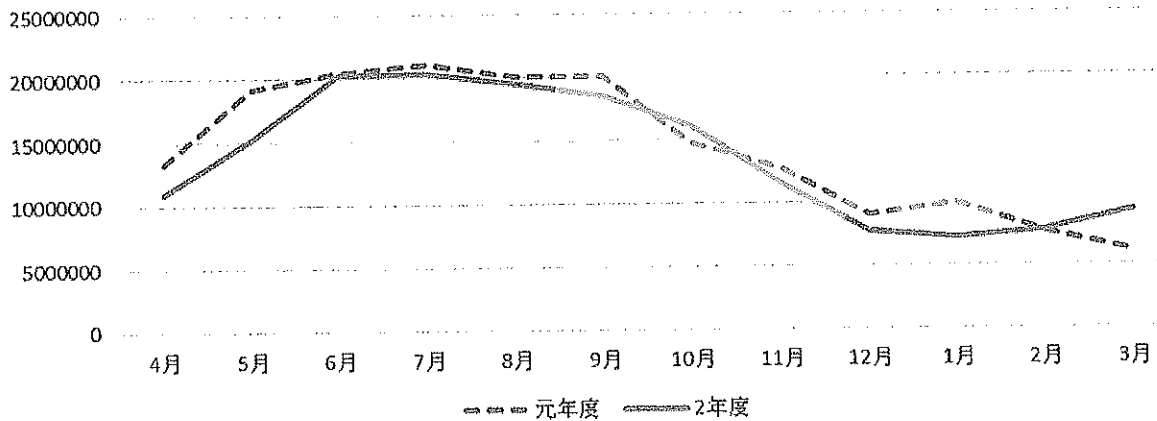
4. 就業実人員・就業率（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

	会員数	就業者数	未就業者数	就業率 (%)
男性	212	196	16	92.5
女性	88	82	6	93.2
合計	300	278	22	92.7

5. 職群別事業実績（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

職群	受注 件数	就業人員 延日人員	受注金額			
			配分金	材料費	事務費	合計
技術的職業	65	621	3,995,037	209,095	319,802	4,523,934
事務的職業	147	1,309	6,355,401	98,834	490,198	6,944,433
サービスの職業	314	8,713	31,623,302	1,452,581	2,360,895	35,436,778
農林漁業の職業	739	5,533	33,549,406	1,072,363	2,554,814	37,176,583
生産工程の職業	86	788	2,889,203	678,070	208,622	3,775,895
建設・採掘の職業	48	136	753,358	468,459	57,958	1,279,775
運搬・清掃・包装 等の職業	2,386	15,242	59,296,329	11,063,001	4,950,608	75,309,938
合計	3,785	32,342	138,462,036	15,042,403	10,942,897	164,447,336
元年度計	3,674	35,324	148,349,573	13,597,635	12,276,693	174,223,901
前年比	103.0%	91.6%	93.3%	110.6%	89.1%	94.4%

月別対前年比



月別実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年	10,901,039	15,265,410	20,285,348	20,315,013	19,574,787	18,548,660	16,110,276	11,564,232	7,734,763	7,129,962	7,667,899	9,349,947
令和元年	13,323,207	19,151,590	20,428,701	21,053,453	20,091,855	20,069,433	14,737,894	12,777,162	9,039,799	9,877,551	7,605,066	6,068,190
前年比	-2,422,168	-3,886,180	-143,353	-738,440	-517,068	-1,520,773	1,372,382	-1,212,930	-1,305,036	-2,747,589	62,833	3,281,757

登録状況・就業状況

令和3年3月31日現在

		60歳未満	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	合計	平均年齢	最高年齢
登録会員数	男	0	10	28	81	49	44	212	74.5	90
	女	0	2	14	28	28	16	88	74.5	88
	計	0	12	42	109	77	60	300	74.5	
就業実会員数	男	0	7	24	73	51	41	196	74.0	87
	女	0	2	14	26	27	13	82	74.2	90
	計	0	9	38	99	78	54	278	74.0	90

会員の平均年齢		
男性	女性	全体
74.5歳	74.5歳	74.5歳

会員の最高年齢	
男性	女性
90歳	88歳

各地区会員数

	1地区	2地区	3地区	4地区	5地区	6地区	7地区	8地区	9地区	10地区	11地区	12地区	13地区	計
男性	18	14	9	34	25	18	18	18	19	9	10	11	9	212
女性	2	11	9	15	13	3	7	8	7	4	6	2	1	88
計	20	25	18	49	38	21	25	26	26	13	16	13	10	300

年月	記 事	年月	記 事		
2.4	2日 チラシ編集会議	2.9	24日 中長期計画見直会議		
	3日 第1回地区長会議		25日 推進員研修 ※中止		
	3日 ~各地区会議		27日 あじさい街頭啓発 ※中止		
	9日 チラシ校正	2.10	2日 シルバーボランティア ※中止		
	10日 第1回総務部会		2日 事故調査会議		
	13日 第1回事業部会		9日 会員趣味の作品展 ※中止		
	14日 第1回三役会		21日 入会説明会		
	15日 入会説明会 ※中止		26日 上期監査		
	17日 令和元年度期末監査		26日 会報校正		
	22日 第1回理事会		27日 第7回三役会		
	24日 会報編集会議		30日 第5回理事会		
	2.5		8日 シルバーボランティア ※中止	2.11	4日 あじさい食の集い ※中止
			12日 第2回三役会		5日 チラシ編集会議
			18日 第2回理事会		12日 チラシ校正
20日 入会説明会 ※中止		12日 中長期計画見直会議			
22日 令和2年度定時総会		12日 第3回地区長会議 ※中止			
25日 会報編集会議		12日 ~各地区会議			
2.6	1日 あじさいの会三役会議	2.11	18日 入会説明会		
	5日 第2回地区長会議 ※中止		24日 第8回三役会		
	5日 ~各地区会議		24日 事業部会		
	8日 安全委員会		24日 会報編集		
	8日 あじさいの会代表者会議	2.12	4日 第2回総務部会		
	10日 会報校正		8日 第9回三役会		
	12日 会報校正		9日 会報校正		
	15日 街頭啓発 ※中止		9日 あじさいアワーアルバム ※中止		
	17日 入会説明会 ※中止		11日 会報校正		
	23日 第3回三役会		14日 第6回理事会		
26日 第3回理事会	16日 入会説明会				
2.7	1日 安全大会 ※中止	2.12	21日 中長期計画見直会議		
	13日 あじさい奉仕活動(各自実施)		3.1	8日 あじさいの会三役会議	
	14日 第4回三役会			13日 中長期計画見直会議	
	15日 入会説明会 ※中止			14日 中長期計画見直会議	
	22日 推進員会 ※中止			15日 あじさいの会代表者会議	
27日 ふれあい祭実行委委員会 ※中止	18日 会員調査書作成会議				
2.8	4日 部会長会	3.1	19日 第10回三役会		
	5日 会報編集会議		20日 入会説明会		
	19日 入会説明会		25日 第7回理事会		
	28日 第4回理事会		3.2	2日 部会長会	
29日 ふれあい祭 ※中止	10日 あじさい健康交流会 ※中止				
2.9	4日 会報編集会議	3.2	17日 入会説明会		
	7日 あじさいの会三役会議		3.3	2日 第12回三役会	
	10日 会報校正	3日 あじさい茶話会 ※中止			
	14日 あじさいの会代表者会議	10日 推進員会 ※中止			
	14日 会報校正	11日 総務部会			
	14日 中長期計画見直会議	17日 入会説明会			
	15日 第6回三役会	23日 第8回理事会			
	16日 入会説明会	29日 第1回理事監事選考委員会			
	17日 第2回事業部会				

1) 総会

会議名	開催年月日	議 事
定時総会	令和2年 5月22日	1. 報告事項 (1) 令和2年度事業計画 (2) 令和2年度収支予算 (3) 令和元年度収支補正予算 (4) 規則の改正及び新設規則 2. 承認事項 (1) 令和元年度事業報告 (2) 令和元年度決算報告 (3) 役員を選出

2) 理事会

会議名	開催年月日	議 事
第1回理事会	令和2年 4月22日	1. 報告事項 (1) 入退会会員報告 (2) 事業実績(3月) (3) 安全・適正就業委員会報告 (4) 各部会等報告 (5) 令和元年度事業報告 (6) 令和元年度決算報告 (7) 令和元年度期末監査報告 2. 議 事 (1) 令和元年度第4回補正予算 (2) 継続会員表彰の選任 (3) 熱中症見舞金制度への加入について (4) 新型コロナウイルスによる運営状況について (5) 令和2年度定時総会関連 (3) 平成30年度期末監査報告 (4) 平成30年度事業報告 (5) 熱中症見舞金制度 (6) 令和元年度定時総会
第2回理事会	令和2年 5月18日	1. 報告事項 (1) 入退会会員報告 (2) 事業実績報告 (3) 安全適正就業委員会報告 (4) 各部会報告 2. 議 事 (1) 令和2年度定時総会関連 (2) 監事の欠員について (3) 今後の行事・会議等について
第3回理事会	令和2年 6月26日	1. 報告事項 (1) 入退会会員報告 (2) 事業実績(5月実績) (3) 安全適正就業委員会 (4) 各部等報告

会議名	開催年月日	議 事
		2. 議 事 (1) 令和2年度定時総会の反省 (2) 職員人事 (3) 嘱託職員及び臨時職員就業規則の一部改正 (4) 今後の行事の開催について
第4回理事会	令和2年 8月28日	1. 報告事項 (1) 入退会会員報告 (2) 事業実績(6月、7月実績) (3) 安全適正就業委員会 (4) 各部等報告 2. 議 事 (1) 職員人事 (2) 補正予算 (3) アロニア果実の収穫等について (4) 介護サービス事業所における職員に対する慰労金について (5) 北海道伊達高等学校1年生を対象とした職業観、勤労観醸成の取得協力 (6) 今後の行事について
第5回理事会	令和2年 10月30日	1. 報告事項 (1) 入退会報告 (2) 8月、9月実績 (3) 安全適正就業委員会報告 (4) 総務部会報告 (5) 事業部会報告 (6) あじさい担当理事報告 (7) フィールドスタディー実施報告 2. 議 事 (1) 上期監査 (2) 職員人事(試用期間経過報告) (3) 会員拡大褒賞 (4) 次年度計画(文化祭) (5) 除雪就業 (6) 独自事業 (7) 交差点ストップマーク
第6回理事会	令和2年 12月14日	1. 報告事項 (1) 入退会会員報告 (2) 事業実績(2年10月、11月) (3) 各部会等報告 2. 議 事 (1) 令和2年度第2回補正予算 (2) 令和3年度事業計画 (3) 令和3年度行事について (4) 令和3年度職員給与について (5) 役員の選任について

会議名	開催年月日	議 事
第7回理事会	令和3年 1月25日	1. 報告事項 (1) 事業実績 (2) 入退会会員報告 (3) 安全適正就業委員会報告 (4) 各部会報告 2. 議 事 (1) 理事・監事継続等意向調査について (2) 第三次中長期計画の見直しについて (3) 令和3年度地区長会議、地区会議について (4) 総会の議長について (5) 令和3年度事業計画について
第8回理事会	令和3年 3月23日	1. 報告事項 (1) 事業実績 (2) 入退会会員報告 (3) 安全適正就業委員会報告 (4) 各部会報告 2. 議 事 (1) 職員人事 職員の事務分掌 (2) 令和3年度事務費について (3) 令和3年度事業計画 (4) 令和2年度第3回補正予算 (5) 令和3年度収支予算 (6) 定款の一部変更 (7) 役員賠償責任保険について (8) 理事監事選考委員会 (9) 令和3年度定時総会関連

令和2年度決算報告

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当期末	前期末	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現 金	28,000	35,775	△ 7,775
郵便振替口座	1,065,792	601,516	464,276
普通預金	9,227,215	9,047,599	179,616
未収金	9,114,165	7,214,211	1,899,954
前払金	188,316	174,989	13,327
流動資産合計	19,623,488	17,074,090	2,549,398
2 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	1,021,523	860,968	160,555
財政運営資金積立資産	0	0	0
特定資産合計	1,021,523	860,968	160,555
(2) その他固定資産			
建物	35,265	64,645	△ 29,380
什器備品	1,527,184	289,549	1,237,635
出資金	55,000	55,000	0
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	1,690,249	481,994	1,208,255
固定資産合計	2,711,772	1,342,962	1,368,810
資産合計	22,335,260	18,417,052	3,918,208
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	9,446,742	7,223,803	2,222,939
前受金	473,377	401,812	71,565
預り金	397,977	114,875	283,102
流動負債合計	10,318,096	7,740,490	2,577,606
2 固定負債			
退職給付引当金	1,021,523	860,968	160,555
固定負債合計	1,021,523	860,968	160,555
負債合計	11,339,619	8,601,458	2,738,161
III 正味財産の部			
1 一般正味財産	10,995,641	9,815,594	1,180,047
(うち、基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち、特定資産への充当額)	(1,021,523)	(860,968)	(160,555)
正味財産合計	10,995,641	9,815,594	1,180,047
負債及び正味財産合計	22,335,260	18,417,052	3,918,208

令和2年度 正味財産増減計算書
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	163,260,166	173,150,288	△ 9,890,122
受取配分金	137,280,346	147,356,675	△ 10,076,329
受取材料費等	15,036,923	13,587,727	1,449,196
受取事務費	10,942,897	12,205,886	△ 1,262,989
労働者派遣事業等受託収益	624,873	852,576	△ 227,703
労働者派遣事業受託収益	624,873	852,576	△ 227,703
介護予防・日常生活支援総合事業収益	2,069,680	1,769,360	300,320
介護予防・日常生活支援総合事業費収益	1,862,712	1,583,108	279,604
介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	206,968	186,252	20,716
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	40,000	170,000	△ 130,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	40,000	170,000	△ 130,000
受取会費	920,000	969,350	△ 49,350
正会員受取会費	564,600	583,950	△ 19,350
特別会員受取会費	5,400	5,400	0
賛助会員受取会費	350,000	380,000	△ 30,000
受取補助金等	29,339,000	29,339,000	0
受取連合交付金	14,339,000	14,339,000	0
受取市(区)町村補助金	15,000,000	15,000,000	0
雑収益	178,421	13,026	165,395
受取利息	148	121	27
雑収益	178,273	12,905	165,368
経常収益計	196,432,140	206,263,600	△ 10,001,780
(2) 経常費用			
事業費	192,423,261	202,482,003	△ 10,058,742
支払配分金	138,462,036	148,349,573	△ 9,887,537
支払材料費等	14,698,567	13,696,448	1,002,119
給料手当	22,862,618	21,133,173	1,729,445
法定福利費	3,706,598	3,846,451	△ 139,853
退職給付費用	1,396,964	1,673,921	△ 276,957
福利厚生費	89,874	78,260	11,614
会議費	63,650	119,890	△ 56,240
旅費交通費	355,852	803,669	△ 447,817
通信運搬費	967,755	896,271	71,484
減価償却費	67,745	55,539	12,206
什器備品費	199,760	202,672	△ 2,912
消耗品費	697,045	622,644	74,401
修繕費	108,900	26,400	82,500

科目	当年度	前年度	増減
印刷製本費	922,933	1,108,486	△ 185,553
光熱水料費	721,394	672,926	48,468
賃借料	3,106,104	3,116,735	△ 10,631
保険料	1,382,720	1,357,050	25,670
諸謝金	0	16,000	△ 16,000
租税公課	35,200	48,200	△ 13,000
委託費	2,541,411	4,580,495	△ 2,039,084
研修費	2,860	8,640	△ 5,780
支払手数料	33,275	53,575	△ 20,300
雑費	0	14,985	△ 14,985
管理費	2,828,832	3,828,153	△ 999,321
役員報酬	1,019,000	1,332,500	△ 313,500
給料手当	121,170	120,662	508
法定福利費	21,044	22,115	△ 1,071
退職給付費用	1,421	27	1,394
会議費	15,114	53,031	△ 37,917
役員等旅費交通費	102,438	232,436	△ 129,998
通信運搬費	25,020	21,635	3,385
消耗品費	50,590	56,844	△ 6,254
修繕費	37,070	0	37,070
光熱水料費	3,986	3,366	620
賃借料	29,403	161,150	△ 131,747
保険料	84,640	84,640	0
租税公課	22,000	25,400	△ 3,400
支払負担金	235,050	255,440	△ 20,390
委託費	734,696	747,316	△ 12,620
支払手数料	18,415	29,524	△ 11,109
支払利息	95,891	102,328	△ 6,437
雑費	211,884	579,739	△ 367,855
経常費用計	195,252,093	206,310,156	△ 11,058,063
当期経常増減額	1,180,047	△ 46,556	1,056,283
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金戻入益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却(除却)損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,180,047	△ 46,556	1,226,603
一般正味財産期首残高	9,815,594	9,862,150	△ 46,556
一般正味財産期末残高	10,995,641	9,815,594	1,180,047
II 正味財産期末残高	10,995,641	9,815,594	1,180,047

令和2年度 正味財産増減計算書内訳表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計			その他 事業 会計	法人会計	合計
	シルバー人材 センター事業		計			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受託事業収益	161,069,755	0	161,069,755	0	2,190,411	163,260,166
受取配分金	137,280,346		137,280,346		0	137,280,346
受取材料費等	15,036,923		15,036,923		0	15,036,923
受取事務費	8,752,486		8,752,486		2,190,411	10,942,897
労働者派遣事業等受託収益	624,873	0	624,873	0	0	624,873
労働者派遣事業受託収益	624,873		624,873		0	624,873
介護予防・日常生活支援総合事業収益	2,069,680	0	2,069,680	0	0	2,069,680
介護予防・日常生活支援総合事業費収益	1,862,712		1,862,712		0	1,862,712
介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	206,968		206,968		0	206,968
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	40,000	0	40,000	0	0	40,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	40,000		40,000		0	40,000
受取会費	460,000	0	460,000	0	460,000	920,000
正会員受取会費	282,300		282,300		282,300	564,600
特別会員受取会費	2,700		2,700		2,700	5,400
賛助会員受取会費	175,000		175,000		175,000	350,000
受取補助金等	29,339,000	0	29,339,000	0	0	29,339,000
受取連合交付金	14,339,000		14,339,000		0	14,339,000
受取市(区)町村補助金	15,000,000		15,000,000		0	15,000,000
雑収益	0	0	0	0	178,421	178,421
受取利息	0		0		148	148
雑収益	0		0		178,273	178,273
経常収益計	193,603,308	0	193,603,308	0	2,828,832	196,432,140
(2) 経常費用						
事業費	192,423,261	0	192,423,261	0	0	192,423,261
支払配分金	138,462,036		138,462,036			138,462,036
支払材料費等	14,698,567		14,698,567			14,698,567
給料手当	22,862,618		22,862,618			22,862,618
法定福利費	3,706,598		3,706,598			3,706,598
退職給付費用	1,396,964		1,396,964			1,396,964
福利厚生費	89,874		89,874			89,874
会議費	63,650		63,650			63,650
旅費交通費	355,852		355,852			355,852
通信運搬費	967,755		967,755			967,755
減価償却費	67,745		67,745			67,745
什器備品費	199,760		199,760			199,760
消耗品費	697,045		697,045			697,045

科目	公益目的事業会計			その他 事業 会計	法人会計	合計
	シルバー人材 センター事業		計			
修繕費	108,900		108,900			108,900
印刷製本費	922,933		922,933			922,933
光熱水料費	721,394		721,394			721,394
賃借料	3,106,104		3,106,104			3,106,104
保険料	1,382,720		1,382,720			1,382,720
租税公課	35,200		35,200			35,200
委託費	2,541,411		2,541,411			2,541,411
研修費	2,860		2,860			2,860
支払手数料	33,275		33,275			33,275
管理費					2,828,832	2,828,832
役員報酬					1,019,000	1,019,000
給料手当					121,170	121,170
法定福利費					21,044	21,044
退職給付費用					1,421	1,421
会議費					15,114	15,114
役員等旅費交通費					102,438	102,438
通信運搬費					25,020	25,020
消耗品費					50,590	50,590
修繕費					37,070	37,070
光熱水料費					3,986	3,986
賃借料					29,403	29,403
保険料					84,640	84,640
租税公課					22,000	22,000
支払負担金					235,050	235,050
委託費					734,696	734,696
支払手数料					18,415	18,415
支払利息					95,891	95,891
雑費					211,884	211,884
経常費用計	192,423,261	0	192,423,261	0	2,828,832	195,252,093
当期経常増減額	1,180,047	0	1,180,047	0	0	1,180,047
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
退職給付引当金戻入益	0		0		0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
固定資産売却(除却)損	0		0		0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,180,047	0	1,180,047	0	0	1,180,047
一般正味財産期首残高	9,742,794	0	9,742,794	0	72,800	9,815,594
一般正味財産期末残高	10,922,841	0	10,922,841	0	72,800	10,995,641
II 正味財産期末残高	10,922,841	0	10,922,841	0	72,800	10,995,641

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、定額法により直接減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上方法

退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額から、伊達市地区事業所特定退職金共済給付額を控除した金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の増減及びその残高

特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期残高	当期増加額	当期減少額	当期残高
特定資産				
退職給付引当資産	860,968	160,555	0	1,021,523
合計	860,968	160,555	0	1,021,523

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	1,021,523	(0)	(0)	(1,021,523)
合計	1,021,523	0	0	1,021,523

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	293,809	258,544	35,265
什器備品	1,786,360	259,176	1,527,184
合計	2,080,169	517,720	1,562,449

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
運営補助金	国	0	14,339,000	14,339,000	0	—
運営補助金	市	0	15,000,000	15,000,000	0	—
合計		0	29,339,000	29,339,000	0	

6. 退職給付関係

退職給付については伊達市地区事業所特定退職金共済制度に加入し、その制度による給付額を基本に支給する。尚、この給付額が退職金規定に定める支給額に満たない場合の支払財源として、退職付引当資産を積み立てている。

附 属 明 細 書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価格	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価格
特定資産	退職給付引当資産	860,968	160,555	0	1,021,523
	特定資産計	860,968	160,555	0	1,021,523

2. 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	860,968	160,555	0	0	1,021,523

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)				
現金 預金	手元保管	運転資金として	28,000	
	郵便振替口座(一般用)		1,047,290	
	郵便振替口座(空地草刈用)		18,502	
	普通預金伊達信用金庫本店		5,602,686	
	普通預金伊達信用金庫本店(独自事業)		282,682	
	普通預金北海道銀行伊達支店		1,910,362	
	普通預金北洋銀行伊達支店		1,431,485	
	未収金	札幌地方裁判所 他	公益目的事業の受託事業契約金他	9,114,165
前払金	伊達商工会議所 他	公益目的事業と法人管理に供する職員特定退職金共済制度掛金他	188,316	
流動資産合計			19,623,488	
(固定資産)				
特定資産	退職給付引当資産	普通預金伊達信用金庫本店	公益目的事業と法人管理に供する職員退職金支払財源として	1,021,523
その他 固定資産	建物	プレハブ物置 1棟	公益目的保有財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	35,265
	什器備品	書庫 2台		2
		書類保存庫 1台		1
		ロッカー 1台		1
		キャビネット 2台		263,386
		草刈機 2台		981,750
		冷暖エアコン 1台		282,044
	出資金	伊達市農協准組合員(100口)		50,000
伊達信用金庫(10口)		5,000		
電話加入権	1本	法人管理に使用している	72,800	
固定資産合計			2,711,772	
資産合計			22,335,260	
(流動負債)				
未払金 前受金 預り金	3月分会員配分金 他	公益目的事業に供する配分金他	9,446,742	
	令和3年度正会員会費 他	公益目的事業と法人管理に供する令和3年度正会員会費他	473,377	
	役職員源泉所得税 他	公益目的事業と法人管理による役職員からの預り金他	397,977	
流動負債合計			10,318,096	
(固定負債)				
退職給付引当金	職員に対するもの	公益目的事業と法人管理に供する職員退職金支払に備えて	1,021,523	
固定負債合計			1,021,523	
負債合計			11,339,619	
正味財産			10,995,641	

監査報告書

令和3年4月21日

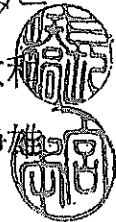
公益社団法人伊達市シルバー人材センター

理事長 羽根 秀樹 様

公益社団法人伊達市シルバー人材センター

監事 長橋 敏和

監事 宮本 静雄



私達は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会計及び業務の監査を行いました。その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、会計帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて実施した。
- (2) 業務監査については、理事から実施事業の報告を徴収し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて実施した。

2 監査の結果

- (1) 令和3年度の計算書類及びその附属明細書は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており正味財産増減の状況及び財政状態を適正に表示しているものと認める。
- (2) 令和3年度の事業報告及び附属明細書の内容は真実であり、法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- (3) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上

空 白

公益社団法人伊達シルバー人材センター定款の一部変更

変更案

第10条第1号を削除する。

附則 令和 3年5月28日 改正
令和 3年5月28日から 適用

一部変更の経緯

「成年被後見人、被保佐人は、会員の資格を喪失する」ということが差別とみなされることからこの条文を削除するものです。

一部変更には次の条件が必要となります。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正特会員の議決権の過半数を有する正特会員が出席し、出席した当該正特会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正特会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

通常の決議に必要な定足数
定款変更の決議に必要な定足数

出席者の過半数
総会員数の3分の2以上

役員を選任について

公益社団法人伊達市シルバー人材センター定款第20条第1項の定めにより、任期満了に伴い、理事及び監事候補者選考委員から推薦を受けた役員候補者について、令和3年度第1回理事会で審議した結果、理事12名監事2名の候補者を下記のとおり提案するので承認を求めます。

公益社団法人伊達市シルバー人材センター

役員候補者			(順不同)
役職名	氏名	住所	備考
理事	菅原 博	末永町243-18	再任
理事	長橋 敏和	梅本町23-45	再任
理事	田中 伸幸	有珠町252-13	再任
理事	今野 忠夫	西関内町441-1	再任
理事	鈴木 紀子	末永町24-34	再任
理事	青野 洋子	山下町97-1	再任
理事	菅原 保生	末永町47-20	再任
理事	加藤 美恵子	舟岡町368-8	再任
理事	高田 真次	元町60-9	新任
理事	吉田 敏雄	竹原町40-9	新任
理事	佐藤 花子	舟岡町329-2	新任
理事	名須川智恵子	末永町107-37	新任
監事	宮本 静雄	末永町49-36	再任
監事	矢元 勇治	南稀府町183	新任
理事	羽根 秀樹	山下町147-129	退任
〃	石澤 高幸	末永町142-10	退任
〃	日沖 重徳	竹原町37-16	退任
〃	国島 ヨネ子	竹原町59	退任

資 料

・ 令和3年度継続会員被表彰者	1
・ 定款	2
・ 役員報酬等及び費用に関する規程	8
・ 会員就業規則	10
・ 配分金規程	13
・ 会費規程	14
・ 賛助会員名簿	15

令和3年度
継続会員表彰

25年、20年、15年、10年以上にわたり会員として
 事業の発展に貢献されました。

(順不同、敬称略)

25年	(1名)	4地区	佐々木	咲子
20年	(4名)	9地区	松田	直江
		1 1地区	向山	恵子
		3地区	榎	セキ
		7地区	鈴木	紀子
15年	(7名)	1地区	佐々木	けい子
		4地区	佐藤	勲
		2地区	鈴木	芳則
		2地区	堂下	ユウ
		1 1地区	結城	信雄
		5地区	木幡	晃
		2地区	二井田	弘行
10年	(15名)	9地区	桑村	千昭
		1 3地区	三好	日出男
		6地区	寺田	勝巳
		5地区	藤原	則子
		1 2地区	島	博信
		2地区	佐藤	京子
		4地区	青山	實
		7地区	鈴木	保男
		1 2地区	遠藤	信子
		8地区	鎌田	茂
		9地区	鈴木	千鶴子
		4地区	鈴木	忠好
		6地区	水谷	賢彦
		1 1地区	泉山	信子
		8地区	渡辺	達也

計 27名表彰

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人伊達シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を北海道伊達市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 センターは、定年退職者その他の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれからのものに対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のための、就業の機会を確保及び提供
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のための、職業紹介事業
- (3) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及び、その他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (4) 社会奉仕活動等を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(センターの構成員)

第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とし、正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次の各号に該当する者
 - ア 伊達に居住する、原則として60歳以上の健康な者
 - イ 働く意欲がある者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動等を通じて自己の能力を活用し、生きがいの充実や社会参加等を希望する者
- (2) 特別会員 伊達市に居住するもので、センターに功労があつた者又は事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事長が推薦し理事会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 伊達市に住所又は事務所がある個人又は団体であつてセンターの目的に賛同し、その事業に協力するもので理事会の承認を得たもの。

(会員の資格の取得)

第6条 センターの会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正特会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 正特会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正特会員の総数の半数以上であつて、正特会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、当該正特会員を除名することができる。この場合においてセンターは、当該正特会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員については、正当な理由がある場合に、理事会の決議で除名することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 伊達市に居住しなくなったとき。
- (3) 失踪宣告を受け、又は死亡したとき。
- (4) 会員である団体が解散したとき。
- (5) 正特会員全員の同意があつたとき。
- (6) 1年以上会費を滞納したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正特会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の類
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、理事長が招集する。

2 正特会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正特会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した正特会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正特会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正特会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名又は2名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の副理事長のうち1名及び理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。

2 センターの理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 センターの監事には、センターの理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、センターの業務を処理する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) センターの業務及び財産の状況を調査すること。

- (3) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査すること。
- (4) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を総会及び理事会に報告すること。
- (6) 前号に規定する場合において必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、理事会を招集すること。
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (8) 理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合の決議は、正特会員の総数の半数以上であつて、正特会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもつて行わなければならない。

(役員報酬等及び費用)

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもつて構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもつて、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 センターの事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正特会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第35条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第41条 センターに事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

第11章 雑則

(出資)

第42条 センターが保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の理事長は浅田吉彦、副理事長は中村幸雄及び能戸友治、業務執行理事は、的場重一とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は
平成23年6月22日 改正
平成23年6月22日から 適用
平成25年5月31日 改正
平成25年5月31日から 適用
平成26年3月24日 改正
平成26年10月1日から 適用
平成29年5月26日 改正
平成29年5月26日から 適用

(目的及び趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第25条に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、定款第19条第1項に定める理事及び監事とする。
 - (1) 常勤役員とは、役員のうちセンターを主たる勤務場所とする者をいう。
 - (2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 3 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 4 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度定額を支給することができる。
- 3 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、別表第1「常勤役員の報酬」のとおりとし、非常勤役員の報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」のとおりとし、年間報酬総額350万円（理事330万円、監事20万円）の範囲内で、理事の報酬については理事長が理事会の承認を得て、監事の報酬については監事の協議により決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日はセンター事務局職員給与の支払日とする。

- 2 非常勤役員の報酬は、当月分を月末締め、翌月10日を支給日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員がその職務の遂行に当たって、負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の重複支払いは行わない。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

この規則は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター設立の登記の日から施行する。

平成24年5月31日 改正

平成24年4月1日から適用

令和2年4月1日から適用

別表1 常勤役員の報酬

常務理事	月額15万円の範囲内
------	------------

別表2 非常勤役員の報酬

区分	理事会出席等、必要の都度日額
理事長	1人あたり 4,500円
理事・監事	1人あたり 3,000円
	理事会出席1人あたり 3,500円
	監査(当日のみ)1人あたり 3,500円

会員就業規則

4

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員で、以下「会員」という。）の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の義務)

第2条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力して働く機会の拡大を図り、もってその健康と福祉を増進するとともに、センターの発展に寄与するものとする。

2 会員は、各種会議、講習会及び研修会等に参加し、知識、技能の習得に努めなければならない。

(平等の取り扱い)

第3条 センターは、会員の身上、社会的身分、門地、性別、宗教、国籍等の理由でその就業等について差別的取扱いをしない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けたセンターが一括してその交渉に当るものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の割当)

第5条 センターが会員に仕事を割り当てる場合は、会員の希望の配慮し、あらかじめ就業時間、就業期間、仕事の内容等を明示し、その合意を得て行うものとする。

(就業時間等)

第6条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を配慮して、原則として1日8時間月10日を上回らないものとする。

2 センターは、職務の性質、就業場所、季節等の事情によりその始業、終業時間、休憩時間、休日等の基準について、別に定めることができる。

(配分金)

第7条 会員の就業に伴う収入金の配分については、就業の都度、就業時間と内容等に見合って個別に提示し、原則として毎月末締切、翌月15日支払とする。ただしその日が日曜日、祝祭日及び休日並びに金融機関休業日の場合はその後日とする。

(就業上の留意事項)

第8条 会員は、就業に際して、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 就業中は、あらかじめ指名されたリーダーの指示に従って、お互い仲良く協力して働くこと。

- (2) やむを得ない事由により就業できない場合は、事前に届け出ること。
- (3) 業務上知り得た個人情報等及び発注者の不利益になることを、他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 就業に先立ち仕事の契約内容を充分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。

(就業の終了)

第9条 会員は、次の各号の場合は、就業を終了する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 就業を取り止めたいと申し出たとき。
- (3) 就業の期間が満了したとき。
- (4) 天災事変、その他やむを得ない事由により就業の継続が不可能となったとき。
- (5) 就業が、健康と福祉に反すると認められたとき。
- (6) センターの目的と名誉に反する行為があったとき。

第3章 安全衛生

(センターの措置)

第10条 センターは、会員の就業にあたりその安全及び衛生について常に配慮し、就業者とともに労働災害防止に努めるものとする。

(健康診断)

第11条 センターは、会員の健康と福祉の増進のため、毎年1回以上健康診断を受けるよう義務づける。

2 センターは、会員の健康診断の結果、必要がある場合は、会員に対して就業を一定期間禁止し、又は就業期間若しくは職種の変更をさせることができる。

第4章 補償

(傷害保険)

第12条 会員の就業及び移動中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定める範囲内で、補償するものとする。

(賠償責任保険)

第13条 会員の仕事の遂行、結果に起因して負担する賠償責任及び委託物を損壊させた場合の賠償責任については「総合賠償責任保険」の約款の定める範囲内で補償するものとする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど第1項で定める「責任保険」で担保できない賠償は、会

員が負うものとする。

4-3

第5章 雑則

(研修等)

第14条 センターは、会員の就業機会の増大及び福祉の向上を図るために各種会議
講習会及び研修会等を開催するものとする。

(委託)

第15条 この規則の執行について必要事項は、理事長が定める。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附則

この規則は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター設立登記の日から施行する。
令和2年1月24日から適用

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の正会員(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員で、以下「会員」という。)の就業に伴う収入金について定めることを目的とする。

(現金、直接全額払いの原則)

第2条 センターは、就業した会員に対して、その就業にかかわる配分金を現金で直接その全額を支払わなければならない。ただし、センターと会員との間に約束がある場合には、その額を控除し又は口座振込みにより支払うことができる。

(約束の日支払の原則)

第3条 センターは、会員への配分金の支払いは、約束の日に支払わなければならない。

(社会的相当配分金の原則)

第4条 会員の就業に対する配分金は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び家内労働法(昭和45年法律第60号)に準拠し、社会的に相当なものでなければならない。

(配分金基準の決定手続き)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

(委 任)

第6条 この規程の執行について必要事項は、理事長が定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター設立登記の日から施行する。
令和2年1月24日から適用

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第7条に基づき、正特会員及び賛助会員が納入すべき会費について定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 正特会員及び賛助会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次のとおりとする。

(1) 正特会員の会費は年額1,800円とする。年度途中から入会した正会員については会員として承認された日の属する月から当該年度の最終月までの月数に「年会費÷12」を乗じて得た額とする。

(2) 賛助会員の会費は、1口5,000円とし、1口以上とする。

(会費の用途)

第3条 会費は一事業年度における合計額の50%を当該年度の公益目的事業、法人会計事業にそれぞれ使用する。

(納入期日)

第4条 正特会員の会費の納入期日は、原則として4月末日とし、新たに入会した正特会員は承認された日の属する月の末日とする。

2 賛助会員については、当該事業年度の末日までとする。

(未納の取扱い)

第5条 正特会員が正当な理由なく会費を定められた期日迄に納入しないときは、定款第10条第6項の定めにより、退会したものとみなす。

(会費の返金)

第6条 正特会員が年度の途中で退会する場合、納入した会費は返金しない。

(委任)

第7条 この規程の実施に関しに必要な事項は理事会で定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告する。

附則

この規程は、平成23年6月22日から適用する。

平成25年8月23日 改正

平成25年4月1日から適用

平成26年3月24日 改正

平成26年4月1日から適用

令和2年1月24日 改正

令和2年4月 1日から適用

賛助会員名簿

令和3年4月1日現在

(敬称略、順不同)

会 員 名	会 員 名
医療法人社団 いぶり腎泌尿器科クリニッ	伊達商工会議所
有珠石油(株)	伊達神社
(株)大矢	伊達信用金庫
小野拓司法書士事務所	(株)伊達燃料
小山田保険事務所	伊達林業機械(有)
(有)菓子処 久保	胆西運輸(株)
(有)共立印刷	(株)つるや製菓
税理士法人 栗橋会計事務所	(株)永井組
(株)恵新自動車学園 伊達自動車学校	(株)日通パワーサプライ
(株)小杉築炉	(株)畑商会
小松建設(株)	(株)早瀬商店
(有)山雅	不二工営(株)
(有)シーイング	(有)フォーユー
一般財団法人 自然公園財団 昭和新山支部	プライフーズ(株)北海道伊達事業所
市役所通り商店街振興組合	(株)ホクイー
須藤建設(株)	北電興業(株)苫東事業所 伊達事務所
大本願道場院 有珠善光寺	(株)北海道銀行伊達支店
(有)相馬不動産管理	北海道電力(株)伊達発電所
田岡今春	北海道糖業(株)道南製糖所
(株)ダスキンド爺	北紘建設(株)
(株)伊達観光物産公社	堀博志行政書士事務所
伊達建設事業協同組合	(株)松原はなや
(有)だてこん	(株)丸岩伊達木工場
(株)伊達斎場	医療法人社団倭会 ミネルバ病院
伊達市農業協同組合	(有)村上印刷
伊達消費者協会	きたゆざわ 森のソラニワ
(株)ローヤル	ワカサリゾート(株)
(株)伊達浄化センター	ナイトイン・オーロラ

賛助会員数 56 団体